

高槻ワーキングニュース

9月は「障がい者雇用支援月間」です。

障がい者雇用支援月間は、すべての人が、働くことを通じて社会に参加し、生きがいを感じながら毎日を過ごすことができるよう、事業主のみならず、広く国民一般に対して障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がいのあるひとの職業的自立を支援するために設けられました。市ではこの月間にあわせ、障がいのある人の雇用促進について、市民のみなさんに認識と理解を一層深めていただくとともに、障がいのある人の就業意欲の喚起を行っています。

■ 障がい者雇用支援講演会&就職相談会(無料)

日時 平成27年9月17日(木) 13:30~

場所 ゆう・あいセンター(市立障がい者福祉センター)
高槻市城内町1-11 阪急高槻市駅から徒歩約15分

① 講演会(13:30~15:00 4階研修室)

※定員は80名で対象は市内事業所の人事担当者、市内在住障がい者とその家族等
テーマ 「お互いの障がいを理解し支えあう」

講師 株式会社ニッセイ・ニュークリエーション
常務取締役 山田 忠宣 さん
社員2名「体験談」

*どちらも手話通訳があります。

② 就職相談会(15:00~16:30 4階第2会議室)※予約制

障がい者を対象としたハローワーク茨木による就職相談
※当日会場での職業紹介はできません。

■ 障がい者雇用相談

障がい者の雇用・就労に関する諸問題を解決するために、事業主や障がい者からの相談に対して、専門的な知識を有する相談員がお答えします。ご家族の方・施設職員など関係者の方のご相談もお受けします。相談費用無料、秘密厳守。

- ・曜日 第2・4月曜日(祝日の場合は火曜日)
- ・時間 13:00~16:00
- ・場所 総合センター12階 相談コーナー
高槻市桃園町2-1

なお、ご相談に関してはあらかじめ電話・FAXで予約してください。

◆ 申込・問合せ先

産業振興課 TEL 072-674-7411 FAX 072-675-3133



改正障害者雇用促進法に基づく指針の概要

障害者差別禁止指針

施行期日：平成28年4月1日

差別の禁止

- 募集・採用、賃金、配置、昇進などの各項目に沿って禁止される差別を整理する。
- 各項目について、障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみに不利なものとするのが差別に該当する。

合理的配慮指針

施行期日：平成28年4月1日

合理的配慮の手続き



- 募集・採用時：障害者から事業主に対し、支障となっている事情などを申し出る。障害者は、面接日等までの間に時間的余裕をもって事業主に申し出ることが求められる。採用後：事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する。
- 合理的配慮に関する措置について事業主と障害者で話し合う。
- 合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由（過重な負担に当たる場合はその旨及びその理由）を障害者に説明する。採用後について、措置の実施に一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。

合理的配慮の内容

- 採用後に講ずる合理的配慮は、職務の円滑な遂行に必要な措置であることから、次に掲げる措置が合理的配慮として事業主に求められるものではない。
 - ・ 日常生活に必要である眼鏡や車いす等の提供。
 - ・ 中途障害により、配慮をしても重要な職務遂行に支障を来す場合の、当該職務の継続。
*ただし、当該職務の継続ができない場合には、別の職務に就かせることなど、他の合理的配慮を検討する。
- 合理的配慮の事例として、多くの事業主が対応できると考えられる措置の例。これらはあくまで、例示であり、あらゆる事業主が必ずしも実施するものではない。また、記載されている事例以外であっても合理的配慮に該当するものがある。

【募集及び採用時】

- ・ 募集内容について、音声等で提供すること。（視覚障害）
- ・ 面接を筆談等により行うこと。（聴覚・言語障害）

【採用後】

- ・ 机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。（肢体不自由）
- ・ 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。（知的障害）
- ・ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。（精神障害ほか）



過重な負担

- 合理的配慮の提供の義務については、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除くこととしている。事業主は、合理的配慮に係る措置が過重な負担に当たるか否かについて、次に掲げる要素を総合的に勘案しながら個別に判断する。
 - ・事業活動への影響の程度
 - ・実現困難程度
 - ・費用・負担の程度
 - ・企業の規模
 - ・企業の財務状況
 - ・公的支援の有無
- 事業主は、過重な負担に当たると判断した場合はその旨及びその理由を障害者に説明する。その場合、事業主は、障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で合理的配慮に係る措置を講ずる。



相談体制の整備

- 障害者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知するとともに、相談したことを理由としての不利益扱いの禁止を定め、当該措置を講じていることについて労働者に周知する。など

法定雇用率の算定基礎の見直し

施行期日：平成30年4月1日

法定雇用率の算定基礎の見直し

- 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加。
 - 法定雇用率は原則5年ごとに見直し。
 - ⇒ 施工後5年間（平成30年4月1日～平成35年3月31日まで）は猶予期間とし、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引上げ分は、計算式どおりに引上げないことも可能
- * 具体的引上げ幅は、障害者の雇用状況や行政の支援状況等を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会で議論。

【法定雇用率の算定式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障がい者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

追加

* 詳しくは、厚生労働省ホーム>政策について >分野別政策の一覧>雇用・労働>雇用 >障害者雇用対策 >障害者雇用促進法の概要> をご確認ください。

お知らせ

三島地域はたらく人のための お役立ち法律セミナー

労働に関する法律知識を一緒に深めてみませんか？

第1回『これってハラスメント！？』

～知ってて安心、基礎知識～

- とき：10月16日（金） 18：30～20：30
- 場所：高槻市立生涯学習センター 3階研修室
- 講師：滋賀大学 大和田 敢太 名誉教授
- 定員：50名



第2回『知らぬなら知ってしまおう労働法』

～労働法の基礎知識～

- とき：10月23日（金） 18：30～20：30
- 場所：摂津市コミュニティプラザ 会議室3・4
- 講師：京都府立大学 中島 正雄 教授
- 定員：50名



第3回『パート、契約社員など非正規雇用をめぐる労働法的規制』

～気になります！雇止めや賃金待遇～

- とき：10月30日（木） 18：30～20：30
- 場所：茨木市福祉文化会館 202号室
- 講師：大阪市立大学大学院 根本 到 教授
- 定員：60名



第4回『日本人は働きすぎ？』

～労基法上の労働時間規制と労働時間の実態～

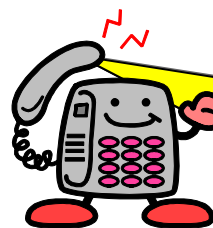
- とき：11月13日（金） 18：30～20：30
- 場所：吹田市立勤労者会館 2階大研修室
- 講師：龍谷大学 矢野 昌浩 教授
- 定員：80名

申込・問合せ先

高槻市産業振興課

TEL 072-674-7411

FAX 072-675-3133



参加費は無料
ですので
お気軽に、ご参加
ください！